

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第4項の規制対象行為		島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第9項第4号に規定する規則で定める行為）	
第1号	工作物の新築、改築 又は増築	第1号	溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
		第2号	門、生垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 30 平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
		第3号	社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
		第4号	道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にあって、かつ、その水平投影面積が1,000平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が1,000平方メートル以下であるものに限る。）。
		第5号	ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
		第6号	条例第 11 条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
		第7号	河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
		第7号の2	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
		第8号	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同法同条第3項及び第4項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
第8号の2	漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法		

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為）
	律第 25 号) 第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業(総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。)を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
	第 9 号 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあっては、新築を含む。)
	第 10 号 文化財保護法第 115 条第 1 項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
	第 11 号 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
	第 11 号の 2 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
	第 11 号の 3 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給じ台、給水台等を設置すること。
	第 11 号の 4 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 10 条第 1 項に規定する測量標又は水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号)第 5 条第 1 項に規定する水路測量標を設置すること。
	第 11 号の 5 境界標(不動産登記規則(平成 17 年法務省令第 18 号)第 77 条第 1 項第 9 号に規定する境界標をいう。)を設置すること。
	第 11 号の 6 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
	第 11 号の 7 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 2 条第 4 号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが附帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの)に限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が 2 メートル以下であるものに限る。)すること。
	第 11 号の 8 既存の電線、電話線又は通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)
	第 11 号の 8 の 2 既存の電線等に附帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)
	第 11 号の 9 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)
	第 11 号の 10 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル並びに引込みに要する設備を設置すること。
	第 11 号の 11 島根県希少野生動植物の保護に関する条例(平成 22 年島根県条例第 13 号)第 30 条第 1 項に規定する認定保護管理事業等(以下この条において「認定保護管理事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為）		
		第 11 号の 12	野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが 3メートルを超えない施設であって、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から 20メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。
		第 11 号の 13	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。
		第 11 号の 14	知事が指定する地域以外の地域において、既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色彩及び形態が県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。
		第 11 号の 15	県が公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが 3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が 3平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。
第 2 号	木竹を伐採すること。	第 12 号	宅地内の木竹を伐採すること。
		第 13 号	自家用のために木竹（条例第 11 条第 4 項第 10 号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）を除く。）を択伐（塊状択伐を除く。）すること。
		第 13 号の 2	生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが 50センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。
		第 13 号の 3	施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが 3メートル以内のものに限る。）を伐採すること。
		第 14 号	桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
		第 15 号	枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
		第 16 号	森林の保育のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
		第 16 号の 2	電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。
		第 16 号の 3	道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。
		第 17 号	牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
		第 17 号の 2	牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。
		第 17 号の 3	採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。
第 3 号	知事が指定する区域	第 18 号	削除
	内において木竹を損	第 18 号の 2	宅地の木竹を損傷（条例第 11 条第 4 項第 3 号の知事が指定する区域内におい

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第4項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条(特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第9項第4号に規定する規則で定める行為)	
	傷すること。	<p>て損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。</p> <p>第 18 号の3 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。</p> <p>第 18 号の4 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の5 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の6 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の7 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の8 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の9 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 10 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 11 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 11 の2 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 12 島根県希少野生動植物の保護に関する条例第 13 条第 1 項の規定による知事の許可に係る木竹(同条例第 36 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。)であって、同条例第 2 条第 2 項に規定する指定希少野生動植物を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 13 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 14 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)第 2 条第 3 項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 15 削除</p> <p>第 18 号の 16 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>第 18 号の 17 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)</p> <p>第 18 号の 18 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p>
第4号	鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	<p>第 19 号 宅地内の土石を採取すること。</p> <p>第 20 号 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>第 21 号 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から 20 メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試すいを行うこと。</p>

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為		島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為）	
第 5 号	河川、湖沼等の水位 又は水量に増減を及 ぼさせること。	第 22 号	宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
		第 23 号	特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は 増築に着手していた工作物を操作することによって、河川、湖沼等の水位又は 水量に増減を及ぼさせること。
第 6 号	広告物その他これに 類する物を掲出し、 若しくは設置し、又は 広告その他これに類 するものを工作物等 に表示すること。	第 24 号	地表から 2.5 メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工 作物等に表示すること。
		第 25 号	法令の規定により、又は保安の目的で広告物に類するものを掲出し、若しくは設 置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
		第 26 号	鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所 若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこ れに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示するこ と。
		第 27 号	森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。
		第 27 号の 2	漁港及び漁場の整備等に関する法律第 34 条第 1 項の規定により定められた漁 港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、 又は工作物等に表示すること。
		第 27 号の 2 の 2	特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しく は設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
		第 27 号の 2 の 3	[削る]
第 7 号	屋外において土石そ 他の知事が指定す る物を集積し、又は 貯蔵すること。	第 27 号の 3	1.5 メートル以下の高さで、かつ、10 平方メートル以下の面積で物を集積し、又は 貯蔵すること。
		第 27 号の 4	耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないも の。
		第 27 号の 5	森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に 集積し、又は貯蔵すること。
		第 27 号の 6	木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵するこ と。
		第 27 号の 7	河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理の ために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
		第 27 号の 8	砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積 し、又は貯蔵すること。
		第 27 号の 9	海岸法第 2 条第 2 項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第 3 条第 1 項に 規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
		第 27 号の 10	地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理のために必 要な物を集積し、又は貯蔵すること。
		第 27 号の 11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為）		
			斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
		第 27 号の 12	港湾法第 2 条第 5 項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
第 8 号	水面を埋め立て、又は干拓すること。	規定なし	
第 9 号	土地を開墾し、その他土地の形状を変更すること。	規定なし	
第 10 号	高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。	第 28 号	宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。
		第 28 号の 2	島根県希少野生動植物の保護に関する条例第 13 条第 1 項の規定による知事の許可に係る植物（同条例第 36 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。）であって、同条例第 2 条第 2 項に規定する指定希少野生動植物を採取し、又は損傷すること。
		第 28 号の 2 の 2	農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
		第 28 号の 2 の 3	牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。
		第 28 号の 2 の 4	採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。
		第 28 号の 2 の 5	国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。第 28 号の 9 において同じ。）に参加した者が特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。
第 11 号	知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。	第 28 号の 3	農業を営むために条例第 11 条第 4 項第 11 号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。
		第 28 号の 4	森林の整備及び保全を図るために条例第 11 条第 4 項第 11 号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
		第 28 号の 5	知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第 11 条第 4 項第 11 号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。
		第 28 号の 6	宅地内において木竹を植栽すること。
		第 28 号の 7	桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。
第 12 号	山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕	第 28 号の 8	有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
		第 28 号の 9	国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催しに参加した者が

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為）		
	獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。	第 28 号の 10	特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
		第 28 号の 11	削除
		第 28 号の 12	傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
		第 28 号の 13	削除
第 13 号	知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。	第 28 号の 14	遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第 11 条第 4 項第 13 号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。
		第 28 号の 15	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 9 条の 2 第 1 項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。
		第 28 号の 16	削除
		第 28 号の 17	削除
		第 28 号の 18	人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であって、次に掲げるもの。 ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。 イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
		第 28 号の 19	家畜を係留放牧すること（条例第 11 条第 4 項第 13 号に掲げる行為に該当するものを除く。）。
第 14 号	屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。	規定なし	
第 15 号	道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。	第 30 号の 2	森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		第 30 号の 3	漁業を営むために車馬若しくは動力船を使用すること。
		第 30 号の 4	漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		第 30 号の 5	河川法第 3 条第 1 項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第 6 条第 1 項に規定する河川区域の指定、同法第 54 条第 1 項の規定による河川保全区域の指定又は同法第 56 条第 1 項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条(特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為)	
		<p>第 30 号の 6 砂防法第 1 条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第 2 条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>第 30 号の 7 海岸法第 3 条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>第 30 号の 8 地すべり等防止法第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>第 30 号の 9 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>第 30 号の 10 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>第 30 号の 11 港則法(昭和 23 年法律第 174 号)第 2 条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。</p> <p>第 30 号の 12 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 3 条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第 20 条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第 21 条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</p> <p>第 30 号の 13 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p>
全般	第 29 号	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)第 5 条第 6 項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第 18 条第 3 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが 13 メートルを超え、又は水平投影面積が 1,000 平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。))を新築し、改築し、又は増築すること(改築又

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第 4 項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第 9 項第 4 号に規定する規則で定める行為）
	は増築後において、高さが 13 メートルを超え、又は水平投影面積が 1,000 平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。
第 30 号	前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
第 30 号の 14	公園管理団体が行う条例第 25 条第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる業務のために必要な行為であって、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が 14 日前までに知事に提出されたものを行うこと。
第 30 号の 15	島根県希少野生動植物の保護に関する条例第 13 条第 1 項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第 11 条第 4 項各号に掲げるものを行うこと。
第 30 号の 16	認定保護管理事業等の実施のために必要な行為として、条例第 11 条第 4 項各号に掲げるものを行うこと。
第 30 号の 17	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第 11 条第 4 項各号に掲げるものを行うこと。
第 30 号の 18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第 11 条第 4 項各号に掲げるものを行うこと。
第 30 号の 19	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第 11 条第 4 項各号に掲げるものを行うこと。
第 30 号の 20	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第 11 条第 4 項各号に掲げるものを行うこと。
第 31 号	県行治水造林条例（昭和 10 年島根県条例第 6 号）の規定により樹木を植栽し、又は伐採すること。
第 32 号	<p>道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の 30 日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。</p> <p>ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間 イ 風致の維持のために行われる措置の内容</p>

島根県立自然公園条例施行規則第 20 条（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

島根県立自然公園条例第 11 条 第4項の規制対象行為	島根県立自然公園条例施行規則第 20 条(特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、 県立自然公園条例第 11 条第9項第4号に規定する規則で定める行為)	
		ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限 エ 工作物の新築等に着手する 15 日前までに、その概要を知事に通知する旨
	第 33 号	前各号に掲げる行為に附帯する行為